

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標1】

【基本目標1】 共に支え合うまちづくり											
基本目標の考え方		誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくることを目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	○	ノーマライゼーション理念の普及	出前福祉講座実施回数	9	9	8	8	7	6	9	福祉意識の啓発のため、各種関係機関と連携しながら福祉情報を提供し、福祉について学習及び理解する機会を増やすことを目標としています。
		「福祉のしおり」設置・配付数	550	750	750	750	750	750	600		
2	○	福祉推進体制の整備	小地域ネットワーク活動実施町内会数	40	67	70	78	78	79	79	地域での「支え合い」や「見守り」を促進するため、市民および関係機関が連携し、見守り体制の構築促進を図ることを目標としています。
		小地域ネットワーク活動協力者数	481	481	382	360	392	427	282		
3	○	地域福祉活動の推進	ボランティア体験の参加者数	18	29	21	10	17	0	0	「登別市ぬくもりある福祉基本条例」に基づき福祉のまちづくりを推進するとともに、それぞれの役割を担いながら参画する地域福祉推進体制の整備に努めることを目標としています。さらに、市民のボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、社会福祉協議会と連携してボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアの育成を図ることを目標としています。
		ボランティア体験の協力団体数	41	41	40	37	38	0	0		
		ボランティア登録会員数(人)	2479	2,677	2,449	2,503	2,565	2,782	2,647		
取組項目ごとの取組内容			具体的な取組内容								
1-①	福祉教育の充実に努めるとともに、各種講演会や行事などあらゆる機会を通じて、ノーマライゼーション理念や地域福祉の重要性について普及啓発を図ります。		第3期登別市地域福祉計画及び第4期登別市地域福祉実践計画「きずな」の策定に合わせて社会福祉協議会と市が共催した地域共生社会の実現をテーマとした記念講演の動画を市民及び福祉活動実践者向けに配信するとともに市職員が視聴し、広く福祉のまちづくりへの理解を深めました。社会福祉協議会では、市内小・中学校等を対象とした学習や企業・団体等の人材育成、社員研修等に「福祉の学習」を取り入れた出前講座を実施しました。これら普及啓発活動の成果により、教育機関や企業団体等からの依頼によるニーズに応じた取り組みが進められました。								
2-①	地域で孤立している人を発見する仕組みをつくり、関係機関と連携し、定期的な見守りを行います。		民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と連携し、見守り支援や支援ニーズの把握を行ったほか、町内会等の小地域を単位として、見守りによる定期訪問やニーズの発見・把握などを行う小地域ネットワーク活動を推進する社会福祉協議会の支援を行いました。事業成果としては、活動を実施している町内会数は増加しており、市内の町内会等は令和2年3月31日現在で94か所ありますが、小地域ネットワーク活動はその内79か所が実施しました。								
3-①	誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるように、市民や福祉関係者等と協働で制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の理念に基づき、福祉のまちづくりを推進します。 地域福祉を推進するための行動指針として市民や福祉関係者等と協働で策定した「登別市地域福祉計画」を着実に推進します。		第2期地域福祉計画では、「社会福祉法107条」及び「登別市ぬくもりある福祉基本条例第20条」で規定している基本的事項(基本理念)に基づき、基本目標を定めました。また、計画の策定にあたっては、市民アンケート調査の結果を踏まえながら地域福祉課題等を整理し、一般公募市民・福祉・教育・経済関係者からなる「登別市福祉のまちづくり検討委員会」で検討・協議を行い、同計画に基づき福祉施策の推進を図りました。								
3-②	安定的で持続可能な地域福祉活動を展開するため、福祉財源の確保に努めるとともに、福祉を支える多彩な人材の育成に努めます。 地域活動やボランティア活動に関する情報提供を行い、活動への積極的な参加を促進します。 社会福祉協議会と連携して登別市ボランティアセンターの機能強化を図り、市民ニーズに応じられるボランティア活動の推進や人材育成に努めます。		ボランティア活動支援事業では、コロナ禍の影響により令和2年度以降は一部の事業を実施することができませんでした。社会福祉協議会によるボランティアセンターガイドブックの作成をはじめとする周知啓発やボランティア保険の提供による団体支援等により、ボランティア登録会員数は増加し、地域福祉活動への気運が高まりました。今後においても、ボランティアセンターの周知を行い、ボランティア活動について興味・関心を持ってもらえるような工夫に努めることで、ボランティア活動の新たな担い手を育成していくことが重要です。								
3-③	「きずな」と連携・協働し地域福祉の推進を図ります。 「きずな」と「登別市地域福祉計画」との連携・協働による推進方法や互いの役割などについて検討するとともに、「きずな推進委員会」への支援に努めます。		連携や補完関係を具現化するため、第2期地域福祉計画の策定については、策定委員として社会福祉協議会が参加し、また、「きずな」の策定は、きずな推進委員会にオブザーバーとして行政が参加するなど、相互に調整を図りながら計画づくりが進められ、それぞれの策定・推進委員会のメンバーが相互に参加することにより、理念等の共有化を図り、具体的な計画の内容についても、適切な役割分担や相互補完性が確保されました。計画期間内における地域福祉の推進に当たっても、民間の事業実施団体への補助金交付や困窮者支援等における連携、市が設置する委員会への市民の参画推進等を通して、「きずな」と連携した地域福祉の推進を図りました。第3期登別市地域福祉計画についても、第2期計画策定時と同様に「きずな」と相互に調整を図りながら策定を進め、計画中に「きずな」における関連事業などを記載する初の試みを行うなど、社会福祉協議会をはじめさまざまな団体や市民と共に地域福祉の推進に取り組む内容としました。また、両計画の取り組みがどのように関連し合うのかや、今後の推進体制等について社会福祉協議会と協議を重ねることで、今後のあるべき福祉のかたちや、そこへ向けた役割分担等について認識を深めることができました。								
総合評価		○ 福祉意識の啓発のため、市が行うあいさつボランティア養成講座をはじめ、社会福祉協議会が行う出前福祉講座など、市広報紙を活用しながら福祉について理解及び学習する機会を増やしました。また、社会福祉協議会と市の共催で計画策定記念講演会を開催し、広く福祉のまちづくりへの理解を深めました。 町内会と社会福祉協議会が連携し、町内会単位による小地域ネットワーク活動を展開しながら、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えを必要とする方々の生活を見守り、支え合う隣人同士の助け合い活動を推進しました。市民のボランティアへの活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらもボランティア活動の担い手を育成していく体制の整備を図りました。									
今後の課題		これからの福祉のまちづくりには、様々な地域生活課題を分野や組織の枠を超えて地域全体で解決していく仕組みを構築することが求められています。そのためには、行政はこれまでの既存の仕組みを再認識するとともに市民の意見を大切に関係機関等との話し合いを深め、市民一人ひとりは地域に関心を持ち、「支え合い高め合う」まちの実現に向けて共に取り組んでいく必要があります。									

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標2】

【基本目標2】 のびやかな人生が息づくまちづくり											
基本目標の考え方		住み慣れた地域でいきいきした生活を送る高齢者を増やすことを目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	長寿社会の基盤づくり	○	ふれあいいきいきサロン延べ参加者(人)	32,994	32,994	32,541	32,231	28,149	13,324	8,131	関係団体等と協力し、高齢者の生きがいづくりの場の確保と機会の充実にに向けた体制整備を図ることを目標としています。
			地域包括支援センター総合相談延べ件数	3459	3,729	3,690	4,056	4,131	4,420	5,505	
2	高齢者福祉の充実	○	介護予防教室・出前講座の実施状況(回)	61	61	54	55	85	0	12	高齢者福祉のサービス基盤の充実を図るとともに、効果的な介護予防事業の充実を図ることを目標としています。
			包括支援事業に係る権利擁護事業の件数	17	17	12	20	7	19	52	
3	介護サービスの充実	○	要介護認定者の介護サービス利用状況(人)	2,321	2,321	2,245	2,042	2,078	2,075	2,141	「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤を計画的に整備し、事業の適切な運営を図ることを目標としています。
			介護入門研修の受講者数	3	3	8	7	6	-	14	
取組項目ごとの取組内容			具体的な取組内容								
1-①	新たな地域支援事業の円滑な実施を推進します。		介護予防・日常生活支援総合事業として自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの実施や地域住民に対し介護予防の必要性について普及啓発を行ったり、包括的支援事業として地域包括支援センターへの事業委託と連携による各事業の実施や社会保障の充実、任意事業として住宅改修支援、介護用品の給付、認知症の方へGPSの貸与、成年後見人制度の利用支援等多様なサービス提供を行いました。								
1-②	認知症や高齢者虐待についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、認知症高齢者等のはいかいに対応するために、地域住民、警察及び地域包括支援センターなどの関係機関と連携・協働し、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や保護後の見守り支援を行うネットワークの充実に努めます。		「認知症あんしんガイドブック」を事業所や講座等で配布し、普及啓発に努めました。また、認知症地域支援推進員の活動の促進、はいかい高齢者等「SOSネットワーク」による警察及び地域包括支援センターとの情報共有の仕組み作りに取り組みました。市内介護事業所向けの虐待対応勉強会を開催したほか、市と地域包括支援センターでの勉強会を開催し、高齢者虐待対応と虐待防止に関する理解を深め資質の向上に努めました。								
2-①	「広報のぼりべつ」、ホームページ、出前講座などあらゆる機会を通じて介護予防の知識を普及啓発するとともに、介護保険制度の分かりやすい情報提供に努めます。		市広報紙、市公式ウェブサイト、出前講座を通じて、介護予防の意識啓発や介護保険制度の周知に努めました。								
2-②	社会福祉協議会や関係機関と連携して成年後見制度などを活用し、高齢者の権利擁護を充実します。		介護サービスをはじめとする各サービスの利用契約、金銭・財産の管理が困難な認知症高齢者に対して成年後見制度を活用するなど、関係機関との連携を図りながら権利擁護事業の推進に努めました。								
2-③	介護予防や地域での支援・見守りなどを行う人材を養成します。		リハビリ専門職を講師とした、「介護予防活動のリーダー育成講座」や認知症の人や家族が安心して暮らすことができる地域づくりの推進のために市内の地域、職域、学校等において「認知症サポーター等養成事業」の実施、また、誰もが気軽に集うことができる「認知症カフェ事業」を実施しました。								
	専門的かつ複合的なニーズに対応できるよう、研修などにより職員の資質向上を図り、ワンストップサービスを心がけます。		北海道国民健康保険団体連合会が主催する各種研修に参加することで、専門的知識を習得し、ワンストップサービスの実施に努めました。								
3-①	高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の考え方の実現に向けた取組みを進めます。		「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けた重点的な取り組みを計画的に推進しました。また、要介護認定を受けている方のうち、実際に介護保険サービスを利用した人数は令和元年度以降増加傾向にあることから、次期計画策定に向け、計画期間中の介護保険サービスの見込み量の積算や介護保険料の推計に活用して参ります。								
	高齢者を支援する福祉サービス施策を、「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、着実・計画的に推進します。										
総合評価		○ 高齢者の生きがいづくりをすすめるため、老人クラブ連合会等の活動を支援し、健康づくりや仲間づくりを展開しました。また、社会福祉協議会を中心として、ふれあいいきいきサロン推進事業を展開し、サロンの主体的な運営を行う人材の育成を行いながら、住民相互の支え合いや包括的支援に展開されました。地域包括支援センターと連携し、虐待を受けた高齢者や認知症高齢者に対し、適切な対応を行いながら、安心して生活できるよう権利擁護の推進を図りました。「登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤を計画的に整備しながら、介護保険事業の適切な運営を図りました。また、総合的支援や介護サービスを担う人材の資質向上及び介護保険事業者との連携により、利用者に対応した質の高いサービスの充実を図りました。									
今後の課題		人口の半分近くが支えられる側の年代である現状において、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らしていけるよう地域、関係機関・団体、事業者、行政が互いに連携・協力し、高齢者が社会参加や健康維持に主体的に取り組み、生きがいを感じることのできる環境づくりに取り組む必要があります。									

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標3】

【基本目標3】健康を守り育てるまちづくり										
基本目標の考え方		自らの健康は自ら守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を延ばすことを目標としています。								
取組項目	評価	評価指標	基準値	H28～R3の実績						取組項目の考え方
				H28	H29	H30	R1	R2	R3	
1	健康づくり意識の確立	食育おやこ料理教室参加者人数	75	69	107	106	80	0	0	健康教室や「食育」の推進、食生活に関する学習機会の提供、健康づくり意識の普及啓発などを通じて市民の健康づくりを支援することが大切であり、特に子供の頃からの意識づけをするため、学校や家庭などと連携して意識醸成に取り組むことを目標としています。
		もぐもぐ食育広場参加人数	53	90	91	98	78	48	54	
		へるしー親子相談実施回数	12	12	12	12	11	10	6	
2	保健予防活動の充実	乳幼児家庭訪問及び保健指導、育児支援者数(人)	696	696	779	756	795	647	637	母子保健及び成人保健に関する、保健指導や検診、各種相談体制などの充実を図ることを目標としています。
		生活習慣病健康相談件数	53	53	70	70	62	55	22	
3	地域医療の充実	夜間救急医療体制の年間日数	366	365	365	365	365	365	365	救急医療に対応できる365日診療体制を確保できるよう、登別・室蘭市内または西胆振医療圏の輪番制により休日及び夜間の診療体制を整えることを目標としています。
		土曜救急医療受入体制の年間日数	50	50	49	48	50	51	51	
		日曜・祝日救急医療受入体制の年間日数	72	72	72	73	76	72	72	
取組項目ごとの取組内容		具体的な取組内容								
1-①	「健康通信きらり」の発行や健康教室、講演会などの開催により、健康づくり意識の普及啓発に努めます。		「健康通信きらり」や市公式ウェブサイトを通じて、健康づくりの意識啓発や健康教室等の周知に努めました。							
1-②	ウォーキング(散歩)や軽体操の実践を含めた健康教室などを活用し、日常における運動の大切さを啓発します。		「からだスッキリ運動教室」を開催し、自分に合った運動習慣を身につけることや生活習慣病の発症や重症化予防のため知識の普及啓発に努めました。 令和3年度より国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度被保険者を対象に、ウォーキング教室や初心者向け水中運動教室を開催し、運動習慣を身につけることの大切さを啓発しております。 コロナ禍の影響により、「食育おやこ料理教室」は令和2年度から中止しています。 もぐもぐ食育広場についても、コロナ禍の影響により令和2年度から参加者が減少しています。 今後もあらゆる世代において、健康づくり意識の普及啓発と保健事業の参加を呼びかけ、意識高揚を図ります。							
	食育に関する講話や調理実習などを通じて、バランスの取れた食生活に関する助言や栄養相談などを行います。									
	温泉や豊かな自然環境を活用した健康づくり活動に、誰もが手軽に参加できる環境整備に努めます。									
1-③	発病を予防する「一次予防」に重点を置いた登別市健康増進計画「健康のほりべつ21」に基づいた健康づくりに取組みます。		健康で心豊かに暮らす社会を実現するため、第2期登別市健康増進計画「健康のほりべつ21」に基づき健康づくりを推進しています。							
2-①	ライフステージに応じた健康教育の充実に努めます。		子どもから高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進するため、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた保健指導、健康診査、健康相談等を実施しています。 乳幼児家庭訪問及び保健指導、育児支援者数は平成28年度から平成29年度にかけて増加しましたが、平成30年度以降は減少しています。 成人保健に関する健康相談件数は平成28年度から平成29年度にかけて増加しましたが、平成30年度以降は減少し、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症により事業の実施に影響を受け、大きく減少しています。今後においても生活習慣病の早期発見、早期治療につながる保健指導や検診、各種相談体制を維持することが大切です。 「健康通信きらり」や市ホームページを通じて、心の健康づくりの意識啓発や「こころの体温計」の周知に努めました。							
	各種がん検診や健康診査等を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療を推進し重症化予防を支援します。									
	心の健康を維持するため、悩みやストレスの解消方法について、普及啓発を行います。									
3-①	市民の安心・安全を確保するため、地域医療、各種検診事業の充実に努めます。		救急医療対策事業に係る夜間・休日等の診療体制は確立しているといえ、市では事業の実施に際する費用の一部を負担しており、今後も協力体制の維持を図ります。							
	急な発病などに対応するため、救急救命体制の整備に努めます。									
総合評価		健康教室や「食育」の推進、食生活に関する学習機会の提供など普及啓発を通じて健康づくり意識の醸成を図りました。 早い時期から健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通じてこれを継続していくことが重要として「生活習慣の改善と予防」を柱とした保健指導や相談体制の充実を図りました。 救急医療に対応できる365日の診療体制を確保できるよう、登別・室蘭市内又は西胆振医療圏の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を維持しています。								
今後の課題		市民一人ひとりが健康であるために、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりが必要です。また、悩みを抱える人が気軽に相談できるよう地域の関係機関や関係団体と連携して適切な相談窓口につなげる体制の充実を図る必要があります。								

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標4】

【基本目標4】 やさしさに満ちたまちづくり											
基本目標の考え方		誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような社会を目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	障がい者(児)への理解	○	あいサポーター研修実施回数	11	11	26	25	17	9	9	障がいのある方の人格と個性が尊重され、自立した生活をおくることができるまちづくりを推進するために各種啓発や多様な交流・ふれあい機会の提供を図ることを目標としています。
			あいサポーター数(人)	320	320	583	575	540	254	370	
			あいサポーター数(企業・団体数)	4	4	25	17	14	10	11	
2	障がい者(児)の自立支援	○	総合相談支援センターen月平均相談件数	156	156	154	170	232	221	251	障がいのある方が自立した生活を送ることができるように、相談支援体制等の充実や、ボランティアの育成を行うとともに、地域で自立した生活を送ることが困難な方に対する施策の展開などの体制整備を行うことを目標としています。
			障害福祉サービス延べ利用者数(人)	8733	8,914	9,629	9,865	10,380	10,485	11,000	
			ボランティア活動支援事業助成団体会員数	11	8	13	13	12	12	13	
3	障がい者(児)の社会参加の促進	○	地域活動センター登録者数(人)	47	47	45	45	45	40	33	障がいのある方が自分の意思で社会活動に参加できるよう、障がい者団体の育成を図ること、また、関係機関が連携し、文化・スポーツ活動の環境整備などを行い、障がいのある方の社会参加の促進を図ることを目標としています。
			のぞみ園通所児童利用数(延)	2761	2,957	3,011	2,828	2,788	2,769	2,538	
取組項目ごとの取組内容			具体的な取組内容								
1-①	障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるよう、「広報のぼりべつ」、各種講習会、福祉教育などあらゆる機会を通じて、ハートバリアフリーやノーマライゼーション理念の普及啓発を行います。		障がいの特性や障がいのある方が困っていることを正しく理解してもらう研修会を開催し、ちょっとした手助けをする応援者(あいサポーター)を養成しました。今後も継続して養成研修等を実施していきます。								
2-①	地域や関係機関などと連携して、特別支援教育の充実を図ります。		令和元年度に、総合相談支援センターenを相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに位置付けました。また、地域での生活支援体制を充実させることを目的として、地域生活支援拠点事業を開始しました。総合相談支援事業の月平均相談件数は増加傾向を示しており、福祉サービスや相談に関するニーズが高まっています。また、障がい者(児)に対して、有する能力及び適性に応じ、必要とする障害福祉サービスに係る給付やその他支援についても、障害福祉サービス利用者の推移が示すように年々増加傾向にあります。このような状況の中、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所と連携を図り、必要な相談対応やサービス提供を行いました。								
	ハローワークなどと連携し、事業主に対し、障がい者雇用に関する各種助成・支援制度を広報するとともに、障がいのある人が短時間就労やトライアル雇用など多様な形態での就労ができるよう、障がい者雇用に関する理解の促進に努めます。										
	障がいのある人等の日常生活を支援するため、障がい者相談支援事業所を中心として、相談支援体制の充実を図ります。										
2-②	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待防止や養護者に対する支援などを行います。		障がいのある方に対する虐待の防止や早期発見に繋げるために設置している障がい者虐待防止センターにおいて、虐待に関する各種相談に応じ、障がいのある人が地域で暮らせるように支援しました。今後も総合相談支援センターenや地域の方々と連携を図りながら、包括的な相談体制を構築していきます。								
	障がいのある人等の日常生活に何らかの支援が必要な人の生活を支えるため、町内会、事業者、関係団体などと連携して、見守り体制の推進を図ります。										
2-③	福祉事業者のサービス体制について、情報提供します。		「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトを通じて、障がい福祉サービスや福祉事業者のサービス体制の周知に努めました。								
	障がい福祉サービスなどの周知を図り、適切なサービス利用を促進します。										
2-④	ユニバーサルデザイン理念の啓発を図るとともに、民間企業などに対して、ユニバーサルデザイン理念に基づく製品活用や施設整備についての普及に努めます。		計画期間中に就労継続支援B型や生活介護などの日中に通所する事業所が新たに開設しました。グループホームなどの生活の場については、事業者や関係団体等と連携を図りながら、施設整備の充実を図っていきます。								
	グループホームなどの生活の場については、関係団体等と連携するなどして確保に努めます。										
3-①	障がいのある人の就労訓練の場の確保や雇用促進を図ります。		地域活動支援センターにおいて、障がいのある方の社会参加を促進するため、創作的活動の機会の提供や機能訓練、社会適合訓練等を行いました。また、のぞみ園においては、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援のほか、心理・運動・言語・育児に関する相談・助言等を行い、年間延べ2,500人超が利用しました。								
	市の事業において、障がいのある人の就労や訓練が可能となる発注内容などについて検討します。										
1,2,3	障がいのある人を支援する障害福祉施策を、「登別市障がい者支援計画」に基づき、着実・計画的に推進します。		令和2年度に「第3期登別市障がい者支援計画」(計画期間:令和3年度から令和5年度)を策定し、基本理念である「障がいがある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指して、各種事業を行いました。								
総合評価		○	障がいや障がいのある人に対する正しい理解を得られるよう、各種講演会、福祉教育などの機会を通じて、多様な交流・ふれあいの場を提供し、また、障がい者を手助けする応援者(あいサポーター)を養成する研修会等を実施しました。障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援を充実するため、あいサポート運動や総合相談支援センターenにおける就労相談を含めた相談体制の充実を図りました。障がい者が自分の意思で社会活動に参加できるよう、障がい者団体の育成を図ること、また、地域活動支援センターと連携し、文化・スポーツ活動の環境整備などを行い、障がいのある方の社会参加の促進を図りました。								
今後の課題			障がいのある家族がいる家庭では、支え手が亡くなった場合のいわゆる「親なき後の問題」などが大きな課題となっています。相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、民生委員児童委員などの地域関係者と連携を図りながら、地域で生活する障がいのある方やその家族を支援していく必要があります。								

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標5】

【基本目標5】 安心して子どもを生み、健やかに育つまちづくり											
基本目標の考え方		安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して、子育てする人の不安と負担を解消することを目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	子育ての不安と負担の軽減	○	ファミリーサポートセンター会員数(依頼会員)	771	818	852	886	903	931	952	子どもが健やかに育つよう、母子保健の推進等を図るとともに、地域における子育てボランティアなどへの支援や、子育てに関する相談体制等の充実に努めること、また、子育て等の不安を軽減するため、地域経済の活性化を通じて雇用を創出し、若年者の社会的自立を図ることを目標としています。
			ファミリーサポートセンター会員数(提供会員)	170	172	176	181	184	182	187	
			ファミリーサポートセンター会員数(両方会員)	149	154	161	172	177	179	179	
			児童クラブ年間利用者数(市内7クラブ)	42,030	42,030	39,584	41,466	38,356	38,318	36,780	
			家庭児童相談室相談件数	168	195	96	161	185	211	172	
			子育て講座参加延人数	427	1,326	1,546	1,815	1,486	776	833	
2	児童虐待の防止	○	要保護児童発生件数	22	37	36	35	40	39	39	児童虐待の防止や早期発見のため、関係機関と連携して支援を必要とする家庭や児童の把握に努めるとともに、「児童虐待マニュアル」を配布し、児童虐待事例に対してきめ細かく対応するために児童虐待相談員を配置し見守り体制の充実に努めることを目標としています。
取組項目ごとの取組内容		具体的な取組内容									
1-①	子どもが健やかに育つように母子保健の充実に努めるとともに、子育てに関する情報提供や相談を行います。		中央子育て支援センターに臨床心理士等の資格を持つ「子どもの心と発達相談員」を配置し、関係機関と連携しながら子どもの発育・発達に関する相談も受けることができる体制を整えています。引き続き、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場の充実に努めます。								
	地域でのふれあい活動や子育て支援事業をはじめとする各種事業を推進するとともに、子育て支援センターを中心とした関係機関などによる子育てネットワークの充実に努めます。										
1-②	子育てについて助け合う相互援助事業(ファミリーサポートセンター事業)を推進します。		子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助をしたい人(提供会員)の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員等の自宅での子どもの預かりや送迎などを行い、子育ての支援の充実に努めます。ファミリーサポートセンターの会員数の推移が示すように、支援を受ける側、子育てを応援したい方が増加しており、事業成果として評価できるものと考えます。								
	ファミリーサポートセンター事業における提供会員(子育ての支援を行う方)の資質向上を図るため、講習会や交流会を行います。										
1-③	子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。		市では、公園の整備や児童館の整備、放課後児童クラブや放課後子ども教室を中心に、子どもたちの居場所となる事業を実施しました。また、社会福祉協議会が中心となり、子育て中の親子が気軽に集まることができ、子どもを自由に遊ばせることのできる場を設け、日頃の悩みなどを話せる仲間づくりや親同士・地域との交流を支援しました。								
	児童館や学校などの社会資源の活用や、子育てに関する活動を行う団体などとの連携・協力により、子どもたちの居場所づくりや交流・ふれあい機会の提供などを行い、子どもの社会性や自主性が養われる環境づくりを進めます。										
1-④	男女が協力して仕事と子育てを両立することができるよう、市民や事業主に対し、男女共同参画に関する意識改善や職場環境改善などの情報提供や啓発を行います。		「登別市男女共同参画基本計画」に基づき、女性と男性がお互いに尊重し、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会を推進するため、市広報紙や情報紙「アンダンテ」による周知をしております。また、「ワーク・ライフ・バランス実践講座」を実施し、子育てをしながら就職を希望する女性等に対し、家庭と育児を両立させながら働くための就職支援情報の提供などを行いました。そのほか、児童手当の支給や子どもの医療費助成等子育て世帯の経済的負担の軽減を図ったほか、母子家庭の自立のために母親に対する職業能力向上のための自立支援教育訓練給付事業の支援を実施しました。								
	企業誘致や地場産業の育成などによる地域経済の活性化を通じて雇用の創出を図り、若年者の社会的自立と経済的安定を図ります。										
	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、医療費、保育料、教育費等の支援を行います。										
2-①	学校、幼稚園、保育所、地域住民などと連携して、地域全体で子どもを見守る機能を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止や少年非行防止に努めます。		令和3年10月より、こども相談室を国で定めている「子ども家庭総合支援拠点」と位置づけ、こどもの相談全般や関係機関との連絡調整、要保護児童対策地域協議会の活用強化等、地域によるこどもの見守りや、児童虐待の未然防止・早期発見のための機能強化を図っています。要保護児童発生件数は平成28年度以降、概ね40件前後の推移を示していますが、今後さらに複雑な事案が増えると思われることから、より関係機関との連携を強め、児童虐待の早期発見・未然防止・重篤化抑制に努めていきます。								
1.2	次代を担う子どもや家庭への支援を、「登別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、着実・計画的に推進します。		第2期「登別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育てサービスを推進しました。								
総合評価		○									
今後の課題		子育て世代の経済的負担を軽減するために、手当の支給や利用者負担の軽減等の各種経済的支援を継続していく必要があります。また、児童虐待について地域全体が関心を持ち、見守りを行う事ができる機能を充実させることが必要です。									

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標6】

【基本目標6】男女が共に参画するまちづくり											
基本目標の考え方		男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現することを目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	男女の人権が尊重される社会に実現	○	男女共同参画フォーラム、出前講座参加者数(人)	168	123	225	143	134	0	125	男女平等意識や男女共同参画に関する理解と認識を深めるために啓発を行うことで、差別のない男女対等・平等な関係の社会を築いていくことを目標としています。
2	男女のあらゆる分野に参画することができる社会の実現	○	女性の審議会や委員会への登用率(%)	24.7	25.4	25.7	23.8	22.6	23.8	24.0	女性の雇用機会などの拡大に努めるとともに、各種審議会等への女性の登用促進を図ることや、女性が地域活動などに積極的に参画できるよう、職場環境の整備についての情報提供に努めることを目標としています。
取組項目ごとの取組内容			具体的な取組内容								
1-①	男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための情報の収集・提供や、啓発活動に努めます。		インターネットによる近隣都市の活動情報を収集するとともに、男女共同参画週間中のポスター掲示や情報誌「アンダンテ」の発行、ホームページによる情報発信を行うなどの広報・啓発活動を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度の男女共同参画フォーラムは中止しましたが、令和3年度は会場を大きくするなど感染防止対策をとったうえで実施しました。								
1-②	関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談体制や支援体制の充実に努めます。		配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制強化を推進するとともに、暴力防止に関する情報誌やパンフレットの活用のほか、被害者の相談窓口及び意識啓発を目的としたDV啓発ポスター及びカードを作成し、市内公共施設等に設置しました。								
2-①	地域活動や社会活動への男女の積極的な参加を促進するため、意識づくりや環境の整備に努めます。		市民マイプラン講座の開催や商工会議所との連携による企業等への情報提供を行うとともに、仕事と育児両立支援事業(ファミリーサポートセンター)の活用を推進しました。								
2-②	女性の職域拡大に努めるとともに、行政における政策や施策決定の場への女性の参画を図ります。		各種審議会等への女性の登用率は令和4年度までに40%を目標としていますが、平成28年度から令和3年度まで25%前後で停滞していることから、団体等への依頼の際に使う依頼文例のテンプレート等を作成、関係部局への活用を依頼し、登用率の向上を図りました。								
2-③	女性の職業能力開発のための環境整備の促進に努めるとともに、再就職や起業を目指す女性への情報提供や支援に努めます。		市役所本庁舎や各支所、市民会館、登別市地域職業相談室「ジョブガイドのぼりべつ」に求人一覧表を設置したほか、ハローワーク室蘭が「ジョブガイドのぼりべつ」に設置した自己検索用パソコンによる求人情報の提供等を行いました。								
1.2	男女共同参画社会の実現を目指し、「登別市男女共同参画基本計画(愛称:のぼりべつ・はあもにいプラン21)」を着実・計画的に推進します。		「登別市男女共同参画基本計画(のぼりべつ・はあもにいプラン21)」第3次実施計画に基づき男女共同参画社会の実現に向け事業を実施しました。								
総合評価		○ 「登別市男女共同参画基本計画」に基づく男女共同参画への理解を深めるため、登別市男女共同参画社会づくり推進会議と協働事業を実施し、男女共同参画フォーラムの開催支援や情報誌「アンダンテ」を発行するなど、啓発活動や学習機会の充実に図り、男女共同参画社会の実現を目指す取り組みを推進しています。関係機関との連携による女性の登用にに向けた企業等への情報提供を行うとともに、仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンターの活用を推進しています。また、関係機関と連携し、配偶者・パートナーからの暴力を受けている被害者に対応する相談や支援体制の充実に努めました。									
今後の課題		社会全体に存在する男女の固定的な役割分担意識の解消、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、引き続き啓発を行う必要があります。また、LGBT(性的少数者(セクシュアルマイノリティ))について、正しい認識と理解を広めることが必要です。									

第2期登別市地域福祉計画 検証・評価調書【基本目標7】

【基本目標7】安全で安心して暮らせるまちづくり											
基本目標の考え方		防災体制の整備促進や防犯力の向上、生活基盤の弱い立場にある方への生活安定と経済的自立の促進を図ることで、住みやすい地域社会の実現を目指すことを目標としています。									
取組項目	評価	評価指標	H28～R3の実績							取組項目の考え方	
			基準値	H28	H29	H30	R1	R2	R3		
1	自立した暮らしへの支援	○	生活保護相談延べ件数	211	210	236	230	128	104	108	市は関係機関との連携により、生活上の問題を抱えている方に対して、生活相談制度等を活用して、経済的自立の支援に努めることを目標としています。
			生活保護申請受理件数	101	101	104	101	64	62	72	
			就労等による自立件数	31	23	22	16	17	18	19	
2	総合防災体制の整備	○	登別市防災会議開催回数	1	1	1	1	1	1	1	関係機関と協力しながら適宜地域防災計画の見直しを行うとともに、防災訓練やハザードマップの有効活用を図りながら、防災に対する心構えなどの普及啓発を目標としています。
			各町内会や企業・団体等が主催する研修会・防災訓練への職員参加回数	16	17	15	22	15	2	2	
			総合防災訓練参加者数	0	-	500	-	1,500	-	0	
3	地域ぐるみでの見守り・防犯体制の整備	○	社会を明るくする運動参加者数	474	679	548	606	577	28	24	犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すため、関係機関との連携を図り、各種啓発活動等に努め、地域の連帯に基づく見守りや防犯力の向上を目標としています。
			消費者被害による相談件数	191	191	253	252	224	237	214	
取組項目ごとの取組内容			具体的な取組内容								
1-①	経済的に困窮している低所得者や生活上の問題を抱えている人に対し、民生委員児童委員や関係機関と連携し、生活困窮者自立支援制度をはじめとする生活相談制度や職業訓練制度などを活用して、生活の安定と経済的自立を支援します。	生活保護の相談件数及び申請件数は、令和元年度に大きく減少しているが、令和元年度から令和3年度において、申請受理件数は70件前後で推移しており、困窮状態にある方が毎年一定数いることが観えます。また、就労等による自立件数はほぼ横ばいであるため、生活困窮者自立支援制度の活用を促進し、生活の安定と経済的自立に向けて支援していく必要があります。									
2-①	市民への正確かつ迅速な防災情報等の提供に努めます。	市広報紙・市公式ウェブサイト、市公式SNS、ラジオ(FMびゅう)を活用した防災情報の発信や防災行政無線、登別市防災メール、登別市防災ツイッターの自動配信サービスのシステム整備を行いました。									
2-②	災害発生に備えて防災意識の啓発を行うとともに、市民や事業者などと連携し、障がい者や高齢者に配慮した支援体制づくりに努めます。	避難行動要支援者避難支援プランに基づく、避難行動要支援者名簿の更新を行い、避難支援等関係者へ配布することにより、避難行動要支援者に対する支援を図りました。									
2-③	災害別の防災マップを作成・配布し、危険箇所や避難所を広報します。	町内会加入世帯や防災関係機関、転入者、希望者等に対して防災マップを配布し、各公共施設にも防災マップを設置しているほか、Web版防災マップ(電子地図、英語・中国語対応)を公表しました。また、土砂災害(特別)警戒区域、津波災害警戒区域の指定に関する住民説明会を開催したほか、市内に高台避難誘導看板や津波避難ビル看板等を設置しました。									
2-④	災害時の備蓄食糧と備品の整備を図ります。	備蓄品の在庫数・使用期限などを確認し、備蓄整備方針に基づき、防災備品等を購入し、分散備蓄しました。(食料、飲料水、生活用品、携帯トイレ、乾電池、燃料など)									
2-⑤	市職員に対し、防災に関する知識や技能の習得などの防災教育を行います。	市では2年に1度、地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施し、防災関係機関の災害発生時の応急対策を確認するとともに、各団体等が実施する避難訓練・研修会等に職員が参加するなど地域住民の防災意識の高揚を図りました。									
	市民や関係機関と連携し、定期的に総合防災訓練を実施します。										
2-⑥	災害の際には、災害予防、応急対策、災害復旧などの防災業務全般にわたる具体的事項を定めた「登別市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、防災に努めます。	登別市地域防災計画による防災対応の実施を推進するほか、防災会議で地域に係る防災に関する重要事項を審議し、登別市地域防災計画の適正な見直し検討しました。									
3-①	町内会による防犯灯の設置等、地域での安全な生活環境づくりを支援します。	町内会等に対して、防犯灯の設置費や改修費等の一部を補助したほか、町内会の要望により、見通しの悪いカーブや交差点での交通事故防止を図るため、カーブミラーの設置及び調整を実施しました。									
	防犯上の問題がありそうな施設・設備や公的場所・私的場所などを把握し、町内会などの関係機関と連携しながら、防犯環境の整備に努めます。										
3-②	警察署と連携して、防犯情報の共有を図ります。	犯罪の防止、罪を犯した方たちの更生への理解を深めるために実施されている「社会を明るくする運動」の参加者数は500人～600人で推移していますが、今後も登別地区保護司会との連携を強め、啓発事業の実施を継続しながら防犯力の向上を図ることが重要と考えます。また、登別市消費者被害防止ネットワークニュースの発行によって、最新の消費者被害の窓口等を市民に周知することに努めました。									
	具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識や被害予防意識の啓発に努めます。										
3-③	社会福祉協議会、町内会、福祉関係団体などと連携し、地域の見守り体制を推進します。	地域ぐるみで見守りについては、地域包括支援センターの構成員(民生委員や介護サービス事業者等)との連携により、特に被害を受けやすい高齢者を対象に消費者被害の「未然防止」「早期発見」「拡大防止」に努めました。今後も見守り体制を維持し、消費者被害の防止を図ることが重要と考えます。									
総合評価		○ 「生活保護法」による生活扶助や「生活困窮者自立支援法」による、生活困窮者への自立相談支援や住宅確保のための給付金支援などを実施しました。また、経済的自立が期待でき、就労意欲がある被保護者に対しては、求職活動を支援し、就労による生活保護からの自立を図りました。地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を隔年で実施しました。令和元年度には鷺別小学校を会場として実施し、約1,500人の地域の方が参加するなど、多くの方に防災に対する心構えなどの普及啓発を図りました。消費者被害に遭いやすい高齢者などへの見守り体制や消費者被害の「早期発見」「未然防止」「拡大防止」を図るため、平成28年度に「登別市消費者被害防止ネットワーク」を設置しました。ネットワークは地域包括支援センターを中心に幅広い機関で構成され、地域全体で、特に配慮が必要な高齢者を悪質商家等の被害から守ることを目指しています。									
今後の課題		潜在的な生活困窮者を支援につなげるため、アウトリーチの取組強化や関係機関等と連携し包括的な支援を実施する必要があります。また、災害発生時に対応するため災害に備えた心構えや情報収集の方法などについての啓発の他、消費者を狙った巧妙化する犯罪について、警察署を始めとする関係機関と連携を深め、相談支援体制を強化し市民への啓発を行っていく必要があります。									